

第1回債権者集会のご報告

破産者株式会社 Crowd Lease

破産管財人 弁護士 福田大助

破産管財人代理 弁護士 藤井和典

破産管財人代理 弁護士 川見友康

破産管財人代理 弁護士 三上侑祐

1 はじめに

令和2年10月5日(月)に開催されました第1回債権者集会の概要及び破産管財人から補足説明を、以下のとおり、ご説明致します。

なお、次回の第2回債権者集会は令和3年4月21日午後2時30分に同じ場所で開催される予定です。

2 第1回債権者集会でのご報告の概要等

(1) 破産者株式会社 Crowd Lease (CL社という)の貸付型クラウドファンディング(ソーシャルレンディング)のスキーム

多くの投資家から多くのファンドによって集めた資金について、CL社から破産者株式会社 Crowd Capital (CC社という)及び破産者株式会社 Crowd Fund (CF社という、CC社とCF社を合わせて両子会社という)に貸付け、両子会社から多くの事業者等に貸付けあるいは割賦販売をし、CL社は両子会社から返済を受け、匿名組合出資をした投資家に対する出資金返還・利益分配等を行うことになる。

maneoマーケット株式会社(以下、maneoマーケット社という)は第二種金融商品取引業者として投資家との匿名組合の取扱いを受託する立場となる。投資家の多くの情報はmaneoマーケット社が有している。

(2) CL社と投資家との匿名組合契約の内容等

・CL社は、投資家が出資した出資金を原資として、複数の金銭消費貸借契約(本貸付契約)に基づき、両子会社に対して金銭を貸し付ける事業(本営業)を行う(ローンファンド匿名組合契約約款(以下「匿名組合契約」という。)5条)。

・CL社は、本営業により計算期間中に生じた利益及び損失を投資家に対して分配する。

利益とは、本貸付契約に基づく支払利息及び遅延損害金を、損失とは、本営業の実施のために必要となる費用、CL社の営業者報酬等をいう(匿名組合契約6条1~3項)。

・投資家に分配された損失累計額が投資家の出資金額を超過する場合でも、投資家は出資金額の範囲内でのみこれを負担する(匿名組合契約6条5項)。

・CL社は、本営業に関し、各計算期間において利益が生じた場合には、各投資家に配当利益を分配する(匿名組合契約6条6項)。

・CL社は、各計算期間において、本貸付契約の相手方から本貸付契約の元本の返済を受領した場合には、投資家に、当該受取貸付元本額に匿名組合員出資割合を乗じた金額を出資金の返還として分配する（匿名組合契約9条）。

・CL社は、本貸付契約の相手方が本貸付契約にかかる債務の最終返済期限に債務の支払いをしないまたは期限の利益喪失事由が生じた場合について、当該相手から金員を回収した場合には、匿名組合員に対し、回収金から債権回収に要した費用を差し引いた残額に匿名組合員出資割合を乗じた金額を以下の順序により分配する（匿名組合契約10条）。

- i 未分配の利益
- ii 匿名組合出資金残金
- iii 当該貸付債権に係る営業者報酬
- iv 遅延損害金に係る利益

・CL社は、必要と認める場合には、投資家との匿名組合契約に定める方法によらず、合理的な方法により、本匿名組合利益及び本匿名組合損失を分配できる（匿名組合契約6条9項）。

(3) 破産手続開始決定に至った点

① 貸付債権等

両子会社による貸付等の相手方（事業者等）は、資金調達等に課題をもつ中小・ベンチャー企業（特にパチンコ業が多い）が多いところ、両子会社の事業者等に対する貸付債権及び割賦債権（貸付債権等）の回収に延滞が生じ、平成31年1月4日が約定弁済日であった、両子会社のCL社に対する元利金合計の支払は、貸付債権等の回収を前提としたものであったこともあり、同日に両子会社はCL社に対する元利金の（一部の）約定弁済を行わなかった。これにより、両子会社のCL社に対する債務は期限の利益を喪失した。

② 全ファンドの支払の停止

平成31年4月4日、CL社は、maneoマーケット社に対し、同日付「御通知」をもって、「昨年12月のファンド延滞発生以来、投資家への配当に向けて最大限の営業努力を行ってきたが、弊社の諸事情により」、「同年4月10日の配当期日から全ファンドの支払いを停止する」などとの通知を行った。

③ 業務提携合意書

maneoマーケット社は、CL社との間で、平成27年12月9日付で、投資家から出資を募り、当該出資金を原資として貸付及び割賦販売を営む事業を推進することを目的として、業務提携合意書を締結した。

maneoマーケット社は、平成31年4月15日及び同月25日、CL社に対し、業務提携合意に基づく業務を終了する旨の通知を発した。

④ 破産手続開始決定

ア maneo マーケット社は、令和 2 年 1 月 7 日、CL 社が支払停止状態にあり、または債務超過状態にあると主張して、CL 社の債権者として破産手続開始決定及び保全管理命令の申立てをした。同日、CL 社につき保全管理命令が発令され、当職が保全管理人に就任した。当職は、翌日（同月 8 日）に CL 社の本店事務所を訪問し、CL 社の代表者らと面会して保全管理人の権限等を説明し、預金通帳及び印鑑等を受領した。破産手続開始決定の申立てについては、その後審理が続けられた。

その後、CL 社、CC 社、CF 社はそれぞれ令和 2 年 3 月 17 日、同月 27 日、同月 27 日に自己破産の申立を行い、令和 2 年 4 月 1 日に破産手続開始決定となった。その破産手続開始申立書によれば、CL 社、両子会社を同一視すれば、事業者から弁済を受けた 2 億 4868 万円について投資家に債務不履行が生じており、支払不能、債務超過となるなどとの説明がされている。

イ 調査中であるが、匿名組合出資では元本保証していないが、CL 社等は事業者等からの回収が不足していても、正常配当をしていたことも原因となり、資金不足となったものであり、CC 社、CF 社は事業者等に対してクラウドファンディングの資金以外に手持資金からも貸付（プロパー）も行っている。

(4) 決算書及び CL 社の資産等について

CL 社の決算書上平成 30 年 9 月 30 日時点の総資産は 71 億 5150 万円、総負債は 69 億 8061 万円である。但し、負債のうち、匿名組合出資約 55 億円は通常の負債ではない。この期（平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日）の売上は 7 億 5675 万円、営業利益は 2947 万円、経常利益は 1390 万円である。

その翌期の令和元年 9 月 30 日の総資産は 57 億 1430 万円、総負債は 55 億 5771 万円である（匿名組合出資が、55 億 5683 万円）。この期（平成 30 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）の売上は 2 億 4683 万円、営業利益は 690 万円、経常損失は 1401 万円（長期前払費用償却 2000 万円）である。

CL 社の財団としてはほとんどが両子会社への貸付金であり、あわせると約 56 億円と思われ、その他の回収可能な財産、請求権、財務面等は調査中である。

なお、新型コロナウイルスの情勢下、特に令和 2 年 4 月からの緊急事態宣言の関係もあり、調査や管財業務に支障が生じた。

(5) 投資家の CL 社に対する破産債権の算定について

① CL 社が破産手続開始の決定を受けた場合には、CL 社と投資家との匿名組合契約は終了し（匿名組合契約 17 条 3 項）、CL 社は、投資家に対して、「本匿名組合員出資金のうち返還未了額を返還する」ことになる（匿名組合契約 18 条）。調査中であるが、「本匿名組合員出資金のうち返還未了額」とは、投資家の出資金から、実際の出資金の返還額を控除した金額（出資元本残高返還請求権すなわち出資金返還請求権）と捉えることを考えている。

- ② 破産までに現実に発生した利益分配請求権のうち、実際に支払われていないものは、出資金返還請求権とは別の破産債権として扱うことを検討している。

利益分配請求権の計算方法、金額等は、調査中ではあるが、匿名組合契約 10 条を参考に、概ね次の通りとすることを考えている。

CL 社、両子会社を一体と考え、投資家への正常返還・利益分配は平成 30 年 12 月初めまでであり、平成 30 年 12 月以降の事業者等を基準として期限の利益喪失日（延滞日）を調査し、平成 30 年 12 月から延滞日までの利息額を、事業者等単位での投資家の利益分配請求権の上限とし、平成 30 年 12 月以降の回収額がその利息額を下回ればその回収額を利益分配請求権とする方向で検討し、調査している。

匿名組合契約 10 条を形式どおり解釈し、両子会社が期限の利益を喪失した平成 31 年 1 月後の CL 社の両子会社からの回収の内容を基準に「利益」とする処理もありうるが、紐付けが困難であるし、前述のように事業者等を基準にするのが公平であると考えられる。なお、利益分配請求権の金額は、出資金返還請求権の金額に比べると、かなり低い金額と思われる。

- ③ 他方、破産までに現実に発生した出資金返還請求権（匿名組合契約 8 条、9 条）については、仮に独自の破産債権として認めても、破産によって発生する出資金返還請求権（約款 18 条）がその分減少するだけであり、総額に変化はないことなどから、独自の破産債権としては扱わないこととする。

(6) CL 社の保全管理期間における入金と否認

CL 社の保全管理期間中である令和 2 年 2 月 6 日、CL 社保全管理人に対し、CC 社から、同社貸付債権の回収金 2328 万 9000 円の入金があった。

同入金は、CC 社破産管財人によって否認することができ、返還の対象になると思われる。この点、CL 社破産管財人からみれば、CC 社破産管財人の返還請求権は財団債権（優先度の高い債権）になると考えられるが、CL 社の現在の財団は約 2200 万円と乏しく、支払えないため、将来の配当の際に調整する可能性がある。

(7) CC 社、CF 社の債権の回収

事業者等に対する、貸付金、売掛金の本数が多く、かつ、担保や保証人の明細も多く複雑なため、内容につき、調査している。

同時に、各事業者に対し、複数回通知書を送付し、個別に連絡を取るなどして、交渉を続けている。

事業者等の 6 割以上がパチンコ関連業者であるところ、破産開始決定以前から、業界の規制や娯楽の多様化により、業界として不振であったことに加え、担保の実効性（回収可能性）にも問題があった。

かかる事業者等に対する債権のほとんどが、開始決定前に期限の利益を喪失しており、リスクも多数行われている状況だった。

以上の状況に加え、事業者等について、パチンコ業をはじめ、インバウンド関連業、ス

スポーツ関連業も新型コロナウイルス情勢の多大な影響を受け、回収は困難を極めているが、引き続き、経済状況、担保の実効性と回収可能性等も考慮の上、事業者等からの回収に努めていく。

(8) 税務

CF 社については売掛債権であり、税務上貸倒損失に計上できれば、消費税の還付を受けられる可能性がある。しかしながら、債務者からの回収不能が明らかになったことを証拠付けるのは容易でないこと（一応営業を続けていれば回収不能とまではいえない）、連帯保証人や担保からの回収不能及び回収不能が明らかになったその「事業年度」の処理であることなどを証する必要もあり、要件が厳しく、また経験上も困難な面がある。

(9) 財務調査

財務面については公認会計士が調査しているが、今までの調査では社外等に不当に金員が流れた証拠は発見されていない。

3 第1回債権者集会での質疑応答（Q&A）の内容及び補足説明

以下、特記なき限り A は破産管財人、破産管財人代理、補助の公認会計士による回答です。

(1) 破産前の maneo マーケット社に対する弁済金について

Q：破産前の CL 社の maneo マーケット社に対する債務の弁済金について、財団に組み込まれたのか？

A：破産開始決定前、CC 社及び CF 社から maneo マーケット社に対し、合計約 8800 万円の返済（立替払）がなされたが、これらについては、破産後に、全額が maneo マーケット社から、それぞれ CC 社、CF 社の財団に返金がなされた。

(2) maneo マーケット社に対する業務委託の内容等

Q：業務委託の内容、報酬は？

A：投資家に関する情報は、maneo マーケット社が、システムを組み、管理しているため、投資家債権者の出資元本残高等債権内容、連絡先等の把握、Q&A 等管財人からの情報発信など事務的な点について、プラットフォーム、情報等の提供を依頼している。

報酬は月額 25 万円で、これは、サーバー保守、ドメイン使用等の実費分として管財人から支払っている。

(3) CC 社、CF 社からの貸付、リース・割賦販売先の事業者等について

Q：それぞれ 26 社、17 社は営業を続けている会社か？

A：それぞれにつき、複数社、破産、民事再生手続中、あるいは営業停止している会社もある。

(4) 複数のファンドが一斉に期限の利益の喪失を生じさせた点について

Q: 全てのファンドについて、各最終事業者が、同時に期限の利益を喪失したのだとすれば、それはなぜか？

A: (申立人): 多くのファンドが同じ時期に期限の利益を喪失したのは事実である。借り換えということはないが、パチンコ店に対して定期的に運転資金を貸し付けていたのは事実で、続けて貸付ができなければ、正常弁済が止まる状況にはあった。

(5) 今後の破産手続のスケジュール

Q: 今後の破産手続の進め方、スケジュールは？

A: 両子会社の債権の回収を鋭意進めると並行して、出資金返還請求権、利益配当請求権等について調査する。次回集会までに、回収と債権届出・調査の両方についてある程度の目途を示すことができるよう努めていく。

(6) 破産管財人が選任された経緯

Q: なぜ福田弁護士が保全管理人、破産管財人に選任されたのか？福田弁護士は株式会社ラ・アトレを通じて、maneo マーケット社とつながっているのか。

A (裁判官): 本件は複雑な事件であり、福田弁護士のこれまでの管財事件等の経験を踏まえ、裁判所が適任であると判断して選任している。

ラ・アトレの役員構成は、裁判所は、選任時には把握していなかったが、選任後、福田弁護士から申し出があったので、同弁護士に確認したところ、偶然、同時期に、maneo マーケット社の社外役員を務める人物と株式会社ラ・アトレにおいて、共に社外役員を務めていた、とのことで、問題ないと判断した。

(破産管財人からの補足説明)

CL社の保全管理人であった福田は、令和2年1月、株式会社ラ・アトレ及びmaneo マーケット社の法人登記情報を、裁判所に送付して報告し(その後裁判所の裁判官の構成に変更があった)、その上で、令和2年4月1日、CL社の保全管理人であった福田は、同社の破産管財人に選任されている。なお、当然ながら、福田はmaneo マーケット社とは委任関係等はない。

(7) maneo マーケット社の関与について

Q: 破産に至るトリガーは、maneo マーケット社が行政指導を受けたことで、借り換えのスキームが使えなくなったことにあると考えている。その意味で、maneo マーケット社も今回の問題を引き起こした当事者と言えるのに、なぜ債権者集会に来ないのか？

A (裁判官): 本破産手続との関係では、maneo マーケット社は、一債権者であり、債権者集会への出頭は任意である。同社に対する責任追及については、破産裁判所が判断する立場にないので、責任追及を考えるのであれば、個別に弁護士等に相談してもらいたい。

(破産管財人からの補足説明)

あくまで一般論かつ仮定論であるが、CL 社等及び maneo マーケット社の説明や投資勧誘方法等に問題があった場合、両者はともに加害者の関係に立ち、原則として CL 社破産管財人から maneo マーケット社に対して請求権を行使することは困難と考えられる。もっとも、経緯としては重要な点であり、また請求権が発生する事情がある可能性も考慮に入れ、引き続き公認会計士によるものも含めて調査は継続する予定。

(8) CC 社、CF 社の各事業者に対する債権売却の可能性

Q：両子会社の各事業者に対する債権について売却を行うのか？行うとして、どのようにして売却先を決めるのか？

A：現状、個別の事業者等に関連して債権買収の希望がきているところがあり、それについては、担保価値、回収見込額との見合いで個別に交渉している。必ず売ると決めていることではなく、選択肢の一つとして検討している。

最終的な処理として残った債権を売却する場合、サービサー数社に声をかけて、原則として一番高い値を付けた会社に売却することを検討している。

(破産管財人からの補足説明)

最終的な処理としての債権売却の方法等については検討中であり、場合によっては、債権者集会で投資家債権者の方の意向確認を行うことなどを含め、考えていく。

(9) 破産前の事業者等からの回収の取り組みについて

Q：破産前、CL 社にて、最終事業者からの回収について、どのような取り組みをしてきたのかホームページで公表して欲しい。

A（申立人）：破産前、投資家への情報発信については、maneo マーケット社に送っていたが、同社によるチェックと承認があり、CL 社が作成したものがそのまま公開されることではなかった。

今後の情報公開については、maneo マーケット社が CL 社のホームページを管理しているため、それを利用した情報発信はできない。破産手続係属中であるため、債権者集会を通じて、投資家の皆様にご説明させて頂きたい。

(10) CL 社による本件ソーシャルレンディングビジネス開始の経緯等

Q：CL 社が、本件ソーシャルレンディングビジネスを始めるにあたって、ビジネスとして成功すると考えたのか？どのような志で始めたのか？

A（申立人）：最終事業者等に対して資金的なサポートを初めとして色々な形で事業の支援を図っていたため、このような大きな貸し倒れになるとは予想していなかった。

CL 社には CL 社なりの勝算があり、経営改善の提案等のコンサルテーションやスポンサーの紹介も行っていった。その見立てが甘かったと言われれば、申し訳ないとの言葉に尽きる。

以 上